令和7年 中間市農業委員会総会(2月)議事録

- 1. 開催日時 令和7年2月7日(月)13時30分開会~14時25分閉会
- 2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
- 3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 1番 貞末 照 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄 4番 日髙 靖 6番 井上 俊子
- 4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
- 5. 傍 聴 者 1名 柴田 広辞
- 6. 事務局 4名 宮﨑事務局長 花田補佐 坂本 熊井
- 7. 議事日程について

報告第1号 農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について(転用)

協議事項第1号 地域計画案に関する意見聴取について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

議案第3号 農用地利用配分計画案に関する意見について(利用権設定)

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

【議事内容】

○○議長: ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和7年2月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告について議題といたします。

報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について」を議題 といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局: 資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について」です。今回1件届出がなされていますので、ご説明いたします。

農地の所在中間市中間四丁目〇〇〇〇。面積 124 m²。譲渡人〇〇〇〇。住所中間

市長津一丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所北九州市八幡西区永犬丸五丁目〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場となっています。今ご説明した農地の位置図及び写真を3、4ページに載せておりますのでご確認ください。写真を見ていただければと思いますが、既に譲請人が露天資材置場として使用しておりますが転用届を行っていないことが今回判明したため、2ページのとおり始末書を提出いただいております。説明は以上です。

○○議長:事務局の説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。無いようですので、これで報告第1号を終わります。次に協議事項についてを議題といたします。協議事項第1号「地域計画案に関する意見聴取について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局:資料8ページ目をお開きください。協議事項第1号「地域計画案に関する意見徴収について」です。これは、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、地域計画を策定するにあたって、関係機関として農業委員会の意見を求めることとなっておりますので、今回協議事項として上げております。こちらにつきましては、総会資料とは別でお配りしてます地域計画案と併せてご覧ください。中間市では上底井野地区、中底井野地区、砂山地区、下大隈地区の地域計画を策定することとしております。総会前にお配りしておりますので既にご確認いただいているかと思いますので、ご意見や修正等あれば、それををまとめて農業委員会の意見としますので、協議のほどよろしくお願いします。

○○議長:これは協議事項ですので、修正等あれば言っていただければと思います。

事務局:対象地区は当初説明していたとおり農振農用地の青地のみとしています。また、10年後につきましては、各地区の農業者との協議の場で現在の農業者がそのまま耕作することを確認しておりますので、現状のままとして目標地図の案を作成しております。年1回程度見直し等を行って、適宜、協議をしながら変更を行って行くものとなっております。最初の計画ですので、現状のままで策定して今後、状況に応じて変更していくことを想定しております。

○○議長:最初、この計画を策定するよう言われたときは10年後の予定を各地区で話し合って決めてくださいということでしたが、現状のままでも構わないということに変わりましたので、案は現状のとおりとしてます。年1回程度、見直し等を行って、変更も可能ということですので。この案をHPに載せるんですよね。

- 事務局:はい。今、農業委員会以外の関係機関にも意見聴取しているので、それが終わった後、予定は2月の中旬位に2週間縦覧するために掲載します。農業者の氏名等の個人情報は消して公表します。その縦覧中に意見等無ければ、3月に地域計画の策定の公告をして、HPに掲載する予定です。
- ○○委員: 私がいる地区でいいますと、農道の左右で分ける話をしていて、そこの反映はどのようになるのですか。
- 事務局:その話で利用権設定を結ぶことが決まった段階で変更していくことになります。
- ○○委員: 農地中間管理機構を通した利用権設定が主で、互いで取り決める相対契約等は無くしましょうとなってるけど、実際はあるんですよね。地主が相手を指定するから地域計画が進まない。

機構の利用権設定は白紙委任ではないですか。でも実際は出し手と受け手がお互いで話し合って決めてからの状況になってます。だからなかなか進まないですよね。農業の在り方で担い手が途切れることが無いよう関係機関はやりますよとか。けれどやっぱり集約していかないと担い手は育たないし、法人も大きくしていかないと。中間市の規模では国の補助金もなかなか採択されない。大きい面積じゃないと。だからこれから先スマート農業の導入を図っていきますよと掲げても、機械が高いから国からの支援が無いと導入できない。なので中間市全体で法人化を進めて、相対契約では虫食いになるので、それを無くすためには事務局が相談を受けたときは所有者へ強く説明をして欲しい。

- 事務局:相談があった際は、地区の農業者へとお願いしてます。どなたかへと言われたときは担当地区の農業委員へ下ろして、地域として一番管理していきやすいよう、効率的に出来るようにとはお願いしているところです。ただ、どうしても所有者の意向を汲みながらになるので、現状としてはなかなか難しいです。
- ○○議長: 所有者はできるだけ同じ人に貸したいという場合があります。その方が便利がいいという面でですね。
- ○○委員:貸し方の問題という点もあるんですね。虫食いに飛んで作りに行くというのはね。 ある程度農業委員会とか生産組合長会議とかで効率悪いという話は出ます。隣 接する農地の方が作業もしやすくなって効率的だし、担い手を育てるためにも 市でも考えて欲しい。

- ○○議長:市もですけど、そういう説明を農家さんへするのは農業委員と農地利用最適化推 進委員の仕事なんです。なので皆さんも勉強してもらってそういう相談があっ たときには説明をしてください。
- ○○継録:ちょっといいですか。中間管理機構に預けるじゃないですか。所有者の方が分かっている人にまとめて貸すにしても、所有者が中間管理機構と契約して、機構が貸し手を決めるっていうことで、だから集約化していきますよってことだったのではないですか。そのための中間管理機構ではないですか。今まで JA がしていた利用権設定が出来なくなって、中間管理機構しかないですと上から強制的に持ってこられた話だから、中間管理機構も集約化ができるようにやらないといけないのではないですか。現状のまま更新していっても集積率も変わらない、集約化も進まないやないですか。何のための中間管理機構なのですか。
- ○○議長:中間管理機構になって集積率も前に比べて大分上がってきてますし、機構もです が集約化等を実際に進めるのは地元の現状を把握している地元の農業委員等も 説明等を行っていくのです。
- ○○議長:案件から話がそれておりましたが、他に何かご意見等は無いでしょうか。 なければこのまま意見無しとしたいと思います。また、何かあれば意見等は出来 るのですか。
- 事務局:このまま特に意見がなければ農業委員会として意見無しで回答します。その後で気づかれた場合は、縦覧の期間中に言っていただければその分は対応できます。
- ○○議長:他にご意見無いようでしたら協議事項を終わります。次に議案事項を議題といた します。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について(利用権設定)」を議題といたします。
- 事務局:資料の11ページをご覧下さい。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)」についてご説明します。 こちらは、農地を所有者から農地中間管理機構へ貸し付ける内容となっております。
 - 1件目、農地の所在中間市大字上底井野字城ノ下〇〇〇〇外4筆。面積合計 2,714㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市長津二丁目〇〇〇〇。利 用権の設定を受ける者農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神四丁目10番 12号。利用目的田。利用期間9年11ヵ月。こちらは使用貸借のため賃借料

は発生いたしません。2件目、農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇外4 筆。面積合計 3,752 ㎡。利用権を設定する者○○○○。住所中間市大字垣生○ ○○○。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間7 年11ヵ月。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。3件目、農 地の所在中間市大字垣生字仁八田〇〇〇〇外 4 筆。面積合計 5,522 ㎡。利用権 を設定する者○○○○。住所中間市大字垣生○○○○。利用権の設定を受ける 者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヵ月。こちらは使用貸借 のため賃借料は発生いたしません。4件目、農地の所在中間市大字下大隈字瀬 戸○○○○外3筆。面積合計3,940 m²。利用権を設定する者○○○○。住所鹿 児島県霧島市国分重久○○○。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。 利用目的田。利用期間 5 年 11 ヵ月。10a あたりの賃借料 10, 100 円。5 件目、 農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇外3筆。面積合計6,001㎡。利 用権を設定する者○○○○。住所中間市大字下大隈 1167 番地。利用権の設定 を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間4年11ヵ月。こちらは 使用貸借のため賃借料は発生いたしません。6件目、農地の所在中間市大字下 大隈字土手外〇〇〇〇。面積 889 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間 市大字下大隈〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的 田。利用期間 5 年 11 ヵ月。10a あたりの賃借料 11,000 円。7 件目、農地の所 在中間市大字垣生八人町〇〇〇〇外2筆。面積合計3,612 ㎡。利用権を設定す る者〇〇〇〇。住所中間市中央一丁目〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地 中間管理機構。利用目的田。利用期間 9 年 11 ヵ月。10a あたりの賃借料 10,100円。8件目、農地の所在中間市大字上底井野字中曽根〇〇〇〇。面積 1,451 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用 権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間9年11ヵ月。 10a あたりの賃借料 10,100 円。9 件目、農地の所在中間市大字中底井野字柏○ ○○○外1筆。面積合計2,716㎡。利用権を設定する者○○○○。住所鞍手郡 鞍手町大字木月○○○○。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。利用目 的田。利用期間 10 年。10a あたりの賃借料 10,000 円。10 件目、農地の所在中 間市大字下大隈字瀬戸○○○○外3筆。面積合計3,833㎡。利用権を設定する 者○○○○。住所北九州市八幡西区京良城町○○○○。利用権の設定を受ける 者農地中間管理機構。利用目的田。利用期間6年2ヵ月。10a あたりの賃借料 10,100円。ただいまご説明した農地につきましては、16ページから24ページ に位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○○議長:はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等 はありませんか。 無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第2号を終わります。

続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について(利用権設定)」を議題といたします。議案第3号につきましては〇〇〇〇の案件が含まれますので退室します。議事進行は〇〇〇〇委員にお願いします。

○○議長:ここからは私が議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。 議案第3号「農用地利用配分計画案に関する意見について (利用権設定)」 を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局:資料の27ページをご覧下さい。議案第3号「農用地利用配分計画案に関する 意見について」ご説明いたします。先ほど議案第2号で承認いただいた利用集 積計画の農地を担い手に配分する内容となっております。 それでは説明いたします。

> 1件目、農地の所在中間市大字上底井野字城ノ下○○○○外4筆。面積合計 2,714 ㎡。権利の設定を受ける者○○○。住所中間市大字上底井野○○○ ○。利用目的田。存続期間令和7年6月15日から令和17年4月30日までの9 年11ヵ月間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。2件目、 農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇外 4 筆。面積合計 3,752 ㎡。権利の 設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期 間令和7年6月15日から令和15年4月30日までの7年11ヵ月間。こちらは 使用貸借のため賃借料は発生いたしません。3件目、農地の所在中間市大字垣 生字仁八田○○○○外4筆。面積合計5,522㎡。権利の設定を受ける者○○○ ○。住所中間市大字垣生○○○○。利用目的田。存続期間令和7年6月15日 から令和17年4月30日までの9年11ヵ月間。こちらは使用貸借のため賃借 料は発生いたしません。4件目、農地の所在中間市大字下大隈字瀬戸〇〇〇〇 外3筆。面積合計3,940㎡。権利の設定を受ける者○○○○。住所中間市大字 下大隈○○○○番地。利用目的田。存続期間令和7年6月15日から令和13年 4月30日までの5年11ヵ月間。10aあたりの賃借料10,100円。支払方法口座 振替。5件目、農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇外3筆。面積合 計 6,001 ㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇 ○。利用目的田。存続期間令和7年6月15日から令和12年4月30日までの 年11ヵ月間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。6件目、

農地の所在中間市大字下大隈字土手外〇〇〇〇。面積 889 ㎡。権利の設定を受 ける者○○○○。住所中間市大字下大隈○○○○。利用目的田。存続期間令和 7年6月15日から令和13年4月30日までの5年11ヵ月間。10aあたりの賃 借料11,000円。支払方法口座振替。7件目、農地の所在中間市大字垣生字八 人町〇〇〇〇外2筆。面積合計3,612 m²。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住 所中間市大字垣生○○○○。利用目的田。存続期間令和7年6月15日から令 和17年4月30日までの9年11ヵ月間。10aあたりの賃借料10,100円。支払 方法□座振替。8件目、農地の所在中間市大字上底井野字中曽根○○○○。面 積1,451 m°。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。 利用目的田。存続期間令和7年6月15日から令和17年4月30日までの9年 11ヵ月間。10aあたりの賃借料10,100円。支払方法口座振替。9件目、農地 の所在中間市大字中底井野字柏〇〇〇〇外 1 筆。面積合計 2,716 ㎡。権利の設 定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続 期間令和7年5月1日から令和17年4月30日までの10年間。10aあたりの 賃借料10,000円。支払方法口座振替。10件目、農地の所在中間市大字下大 隈字瀬戸○○○○外3筆。面積合計3,833 m²。権利の設定を受ける者○○○ ○。住所中間市大字下大隈○○○。利用目的田。存続期間令和7年3月1日 から令和 13 年 4 月 30 日までの 6 年 2 ヵ月間。10 a あたりの賃借料 10,100 円。支払方法口座振替。ご説明した農地の位置図は議案第2号と同じであるた め省略しております。説明は以上です。

○○議長:はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等 はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第3号を終わります。○○委員と○○委員は入室をお願いします。

- ○○議長:続きまして、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。それでは提案理由の説明をお願いします。
- 事 務 局:資料の35ページをご覧下さい。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」ご説明いたします。この申請は農地のまま所有権を移転する内容となっており、農業経営をされる者が対象となります。今回1件申請されておりますのでご説明します。

農地の所在中間市大字中底井野字土居〇〇〇〇。面積 142 ㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市朝霧三丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所遠賀郡岡垣町松ヶ台〇〇〇〇。こちらの農地の位置図及び写真につきましては 37 ページ及び 38 ページに載せていますのでご確認をお願いします。

譲受人は、〇〇〇〇に住んでおりますが、現住所の前は〇〇〇〇に在住しており、そこで新規就農を開始するため、青年等就農計画の認定を受けて〇〇〇〇の認定新規就農者となっていることを〇〇〇〇農業委員会事務局に確認しております。

この方が今回買われる土地が 37 ページ及び 38 ページをご覧いただいたとおりですが、農地の形がいびつになってますが隣接している宅地となっている土地と併せてイチゴの育苗棚として利用するとのことです。イチゴを栽培する場所は〇〇の方にハウスがあるため、育てた苗をそこにもって行き栽培していくとのことです。

資料36ページをご覧ください。

農地法第3条の農地の権利移動は、同条第2項に全て該当しない場合が権利移 動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第2項第1号全部効率利 用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作 業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利 用できるものと見込まれることを○○○○農業委員会事務局に確認しておりま すので該当いたしません。第2項第2号農地所有適格化法人以外の法人。譲受 人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第2項第3号信託。こ ちらは信託ではないので該当いたしません。第2項第4号農作業常時従事。譲 受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます ので該当いたしません。第2項第5号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡 人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第2項第6 号地域調和。申請地では、イチゴの育苗棚として利用し、本件の権利取得によ り周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと 考えられます。なお、地元推進委員の○○推進委員及び地元農業委員の○○委 員と事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認して います。

説明は以上です。

○○議長:はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等 はありませんか。

> イチゴの育苗棚で利用するため、農地の部分を埋め立てる可能性があります。 その場合は転用又は土地改良届を出してもらうこととなりますので、担当地区

の委員さんは確認等よろしくお願いします。

また、地元の農業者でという所ではありましたが、農地の形等で隣接している土地も買わないと耕作ができないので、買い手がなかなかいないからですね。

○○委員:ここは転用できる農地ですか。

事務局:農振農用地なのですぐにはできないかと。

○○議長:所有者が農業者なので。農業用施設等で転用するなど状況に応じてゆくゆくは ということです。

○○議長:他にないでしょうか。無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第4号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局:-新規就農に関する支援について-

-視察について-

○○議長:以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、○○委員、○○委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。 お疲れ様でした。

議事録署名委員	
	_
-	_